

上毛電鉄友の会規約

(目的)

第1条 この団体は、上毛電気鉄道(株)(以下「上電」という。)が、地域に根ざした公共交通としての使命を果たすべく運行に必要な諸事業に対して支援を行うことにより、上電の活性化に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この団体は、上毛電鉄友の会(以下「会」という。)と称する。また、略称として、上電友の会とする事がある。英語標記をJODEN supporters clubとする。

(事務所)

第3条 会の事務局は、上電本社内に置く。

(活動)

第4条 会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 上電の運行維持、活性化に必要と認める活動及び支援
- (2) 上電に対する各種ボランティアの募集及び支援
- (3) 上電が保有する車両の全般検査のための基金の蓄積
- (4) 上電の動向等に関わる通知や、会員相互の親睦を図るための機関誌の発行
- (5) 他の公共交通支援・研究・愛好団体との交流や協調
- (6) 上電のその他運行継続、活性化に必要と認める活動及び支援

(会員)

第5条 会員となることができる者は、上電の安全な運行維持、活性化を支援することに賛同する者とする。

- ①個人会員
- ②法人格のない任意団体会員
- ③法人会員

(会員の入会と会費)

第6条 入会を希望する者は、代表に加入申込書を提出して、年会費の納入をもって、会員に入会したこととする。

2 年会費の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 個人会員は1口1,000円とし、1口以上
- (2) 法人格のない任意団体会員は1口1,000円とし、3口以上
- (3) 法人会員は1口1,000円とし、5口以上

3 年会費の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 4 会員継続の際の年会費は、会が定めた期間までに納入しなければならない。
- 5 既納の会費は、退会等を申し出た場合や除名された場合でも、返却しない。

(会員の退会)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退会とする。

- (1) 退会の申し出があったとき。この場合、退会届けを代表に提出する。
- (2) 本人が死亡等したとき、または会員である法人が消滅したとき
- (3) 年会費が多年に亘って納入されていないとき
- (4) 代表は、会則に違反したり、この会の名誉を傷つける等、この会の目的にふさわしくない会員を除名することができる。

(役員)

第8条 会に次の役員を置く。

- (1) 代表1名
 - (2) 副代表5名以内
 - (3) 運営委員15名以内
 - (4) 監事2名
- 2 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げるものではない。
 - 3 役員は、役員会において選出し、事後の総会で承認を得るものとする。

(役員職務)

第9条 代表は、会を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある時は、代表があらかじめ指定した副代表が会を統括する。
- 3 運営委員は、会の業務を執行する。
- 4 監事は、会の業務及び会計を監査する。

(役員会)

第10条 会の適正な運営を図るため役員会を置く。

- 2 役員会は、代表、副代表及び運営委員をもって構成し、会の業務の執行に必要な事項を協議・決定する。
- 3 役員会は、代表が招集し会議の長となる。
- 4 役員会は、役員2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状等が提出された場合も、出席とみなすことができる。
- 5 役員会の議事は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数の時は、代表の決定するところとする。
- 6 役員会は、必要に応じ役員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができるものとする。

(顧問及び特別会員)

第11条 会に顧問及び特別会員をおくことができる。

2 顧問及び特別会員の選任は、役員会の議決を持って行い、事後の総会で承認を得るものとする。

(総会)

第12条 会の健全・公正な運営を図るため、毎年1回、通常総会を開催するものとする。

2 通常総会は、会計年度当初に行うものとする。

3 代表が必要と認めた場合、臨時総会を開催することができる。

4 総会は、出席者の合意を持って成立するものとし、その議事は、出席者の過半数の同意により決定する。可否同数の時は、代表の決定するところとする。

(会計年度)

第13条 会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費)

第14条 会の経費は、会員の年会費、沿線市連絡協議会補助金、寄附金、預金利子、及びその他の収入をもって充てる。

(基金)

第15条 第1条の目的を達し、第4条の活動を遂行するため、会に上電運行継続活性化基金（以下「基金」という。）を造成することができる。

2 基金は、第6条の会費の一部、預金利子及びその他の収入を積み立てることにより造成するものとする。

3 基金は、第1条及び第4条の事業に要する経費とする場合に限り処分することができる。ただし、役員会において特に必要と認めた時は、友の会の経費に充てることのできるものとする。

(監査)

第16条 監事は、毎会計年度終了後、期日を定めて監査を行わなければならない。

2 監事は、監査をした結果を役員会に報告するとともに、総会で報告しなければならない。

(会員の個人情報の保護)

第17条 会の運営にあたり、特定の個人を識別できる情報すべてを個人情報と定義し、個人情報を取り扱うに当たり、個人情報保護に関する関係法令等に基づき適正な管理を行うことに努めるものとする。

2 保有する会員の個人情報を以下の目的で利用し、この目的範囲以外での利用はしないこととする。

- (1) 会の事業目的を達成するための情報提供
- (2) 会の運営上必要な事務連絡
- (3) その他役員会で特に必要と認める事項

(委任)

第18条 この規約の施行について必要な事項は、代表が別に定める。

附則

この規約は平成22年5月27日から施行する。

この規約は令和5年6月10日から施行する。